

近江八幡市告示第 2 5 9 号

近江八幡市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 9 月 2 1 日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者及び未成年者の自転車乗車中の自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を促進し、自転車乗車中の交通事故による被害の軽減を図るため、ヘルメットを購入する費用に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、近江八幡市補助金交付規則（平成 2 2 年近江八幡市規則第 5 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 市内に住所を有する者であって、満 6 5 歳以上のものをいう。
- (2) 未成年者 市内に住所を有する者であって、1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日を迎えるまでのものをいう。
- (3) 保護者 市内に住所を有する者であって、未成年者の親権を行なうもの、未成年後見人その他のもので、未成年者を現に監護するもの又は未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任があるものをいう。
- (4) ヘルメット 自転車乗車中の事故の衝撃から頭部を保護することを目的とした頭部を硬質な素材で覆うことができ、かつ、あご紐等により頭部に固定できる器具のうち、自転車乗車用に作られたものであって、次のいずれかの認証等を受けたものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した S G マーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した J C F マーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した C E マーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した G S マーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した C P S C マーク

カ その他アからオまでの認証に相当する認証等を受けたマークが付与されたもので、市長が認めるもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ヘルメットを使用する高齢者又はヘルメットを使用する未成年者若しくは当該未成年者の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税等について、補助金の交付の申請の日において滞納していない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下この号において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助

対象者がヘルメット（中古品及び中学校で指定している通学用ヘルメットを除く。以下同じ。）の購入に要した経費（他の補助金の交付を受けている場合を除く。）とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、3,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、ヘルメットを使用する高齢者又は未成年者1人につき1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した日から6月以内に、近江八幡市自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収証等の写し(購入日、ヘルメットの価格及び購入店舗名が確認できるもの)。

ただし、紛失等により領収書の写しを添付できない場合は、申請書の購入店舗等証明欄に購入店舗の証明を受けることで、領収書の写しを添付したものとみなすことができる。

(2) 第2条第4号の認証等を受けていることが確認できる書類（保証書、取扱説明書等）の写し又はヘルメット全体及び同号各号の規定による安全基準に適合することを認証したマークが確認できる写真

(3) 誓約書（別記様式第2号）

(4) その他市長が必要と認めたもの

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、申請者から申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、遅滞なく近江八幡市自転車用ヘルメット購入補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定において、必要と認める条件を付することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）に報告又は購入したヘルメットの写真等の提出を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

（実績報告）

第8条 規則第11条の規定による実績報告は、申請書の提出によってなされたものとみなす。

（補助金の請求等）

第9条 補助決定者は、近江八幡市自転車用ヘルメット購入補助金交付請求書（別記様式第4号。以下「請求書」という。）により速やかに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、補助決定者に対し既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年11月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（この要綱の廃止）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

（補助金の交付の申請の特例）

3 第6条の規定にかかわらず、令和5年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までに補助対象者がヘルメットの購入をした場合の補助金の交付の申請は、同条中「ヘルメットを購入した日から6月」とあるのは、「この要綱の施行の日から6月」とする。